

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用調整基準表

父 母 の 状 況				基準点
1	居宅外労働	01	月160時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	20
		02	外勤・月120時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	16
		03	自営業(居宅外)月80時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	12
		04	月64時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	8
2	居宅内労働	01	月160時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	16
		02	自営業(居宅内)・月120時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	12
		03	内職月80時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	8
		04	月64時間以上(休憩時間を含む拘束時間)	4
3	妊娠出産	01	出産(産前から、出産後8週経過日が属する月の末日まで3ヶ月程度)	25
4	疾病・障がい	01	1ヶ月以上の入院または常時病臥(退院日の属する月の末日まで)	25
		02	病気・けがの場合	20
		03	疾病・負傷により保育が不可能	12
		04	身体障害者手帳1～2級・療育手帳A	25
		05	障がいを有している場合	20
06	身体障害者手帳3級・療育手帳B1・精神障害保健福祉手帳	16		
07	身体障害者手帳4～6級・療育手帳B2	12		
08	上記以外の障がいで保育が困難	12		
5	看護介護	01	親族の入院のため常時介護又は看護している(退院日の属する月の末日まで)	25
		02	長期間同居の親族を常時介護又は看護している	10
6	災害	01	災害復旧に従事	20
7	求職	01	ひとり親家庭・生活保護受給世帯(保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)・生計中心者の失業(自己都合は除く)による求職の場合	10
		02	上記以外の家庭の場合	1
8	就学	01	就学している場合	(※1)
9	特例	01	兄弟姉妹が療育施設等に親子通園している場合	20
		02	その他市長が必要と認める場合 上記以外の理由で家庭において児童の養育が困難な場合	
調整	保護者が保育士の資格を有しており、かつ、交野市内の特定教育・保育施設等(幼稚園除く。)において、月120時間以上就労している又は就労することが内定している場合(月64時間以上120時間未満の就労の場合は+10点とする)			+20 (+10)
	小規模保育施設等の卒園時			+10
	広域入所中で受託先の市町村の理由により保育の継続ができない場合 (2歳児から3歳児への進級時には、小規模保育施設等の卒園時の調整点同様+10とする)			+5 (+10)
	ひとり親家庭(求職を除く)			+5
	保護者の就労等の時間が月64時間以上であり、対象児童が申請後に6か月以上及び月単位(月64時間以上)で、認可外保育施設に通園している場合			+5
	下の子の育児休業により退園し、育児休業終了後に再度入園する場合(※2)			+5
	育児休業を終了し復職する場合(※3)			+3
	生活保護受給世帯で保護者の就労により自立が見込まれる世帯に限る)			+3
	申請児童が障がい(身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳の交付を受けているか、特別児童扶養手当の支給対象となっている、又は医師の診断書がある)を有している場合(兄弟姉妹には同希望日であれば加点)			+3
	兄弟が入所している場合(同一特定教育・保育施設等に入所を希望する場合に限る)			+3
転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に入所しており、かつ、入所申込において利用施設を第5希望まで希望している場合			+2	
内定辞退をした場合(辞退をした年度内に限る)			-5	
正当な理由がなく保育料を3か月以上滞納している世帯			-10	

上記の表に基づき父母の基準のうち低い方を選考点数とし、選考点数の高いものから優先します。
ただし、保護者のいずれかの基準点が25点の場合は、その点数を基準点とする。

備考

- (※1) 就学している時間が、1「居宅外労働」の時間区分に準じた基準点とします。
- (※2) 育児休業終了による復職の調整点との重複加点は行いません。
- (※3) 育児休業終了(復職)による入所希望は、希望月の1ヶ月以上前に申込みをしていただいた場合に調整点を加点します。その場合、希望日に入所できない場合は継続して調整点を加算します。

上記の表により同点の場合は下表により決定します。

同点の場合の優先順位
1 祖父母と別居(交野市外)の世帯
2 祖父母と別居(交野市内)の世帯
3 当該特定教育・保育施設等の希望順位が高いもの
4 申込順

※ 祖父母と同居、別居(交野市内)の世帯であっても、祖父母が保育をすることができない事分かる証明(祖父母の勤務証明等)の提出があれば、別居(交野市外)の世帯と同様の優先順位となります。